

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、生徒会活動支援協会と称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、生徒会活動及び若者に関わる活動の支援を行い、それらの発展、向上を図ることを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 生徒会活動に係る調査、研究、表彰、及び発信等の事業
2. 生徒会活動に係る研修及びコンサルティング事業
3. 生徒会活動に携わる中高生への支援等の事業
4. 生徒会を核にした地域活動による社会参画実践事業
5. その他、当法人の目的を達成するための事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区中野 1 丁目 14 番 13 号に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

(機関)

第 5 条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第 2 章 会 員

(入会)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入会を希望する場合は、当法人が定める入会金および年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当法人に提出し、理事会の承認を得て入会する。

(会員の種類)

第 7 条 会員は、社員総会における議決権を有する正会員と議決権を有さない賛助会員で構成され、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(正会員会費のおよび支払義務)

第 8 条 正会員は、次の通り入会金及び年会費を支払う。

入会金 金 2 千円

年会費 金 1 万円

本条の会費は、法人法 27 条の経費とする。

(賛助会員会費のおよび支払義務)

第9条 賛助会員の年会費は一口金1千円、最低三口以上支払うものとする。本条の会費は、法人法27条の経費とする。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿をもって法人法上の社員名簿とする。

2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。ただし、会員が認める場合に限り、電磁的方法（電子メール）を用いる。既会員は、別途当法人の定める書面の提出をもって変更手続きとし、新しく会員となるものは就任承諾書内にその旨を明記して提出する。

(退会)

第11条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会する一ヶ月以上前に、当法人に対し予告するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前条のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合はその資格を喪失する。

1. 成年被後見人または被保佐人になったとき
2. 死亡又は失踪宣告を受けたとき
3. すべての会員の同意があったとき
4. 1年以上会費を滞納したとき
5. 除名されたとき

2 会員の除名は、正当な理由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じ招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議により理事長がこれを招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。社員総会を招集するには、会日より2週間前までに、各社員に対して書面の郵送又は電磁的方法（電子メール）をもって通知するものとする。ただし、電磁的方法での通知を認めた会員のみとする。なお、その申請に関しては第8条2項に準ずる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令または定款に別の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理公使)

第 16 条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。なお、代理権を証明する書面の提出は、第 11 条②において招集通知を電子的方法で受け取っている場合に限り電子的方法による提出も可能とする。

(社員総会議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事長(理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事)が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 役員等の種類

(理事の員数)

第 18 条 当法人の理事の員数は、3 人以上 15 人以内とする。

2 理事のうち、理事長 5 名以内、専務理事及び常任理事を若干名置くことができる。なお、理事長は当法人の理事長は理事会の選挙により、専務理事及び常任理事は理事長によって任命される。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって同法の業務執行理事とする。

4 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

5 専務理事及び常任理事は、当法人の業務を分担執行する。

(理事の資格)

第 19 条 当法人の理事は、当法人の会員の中から選任する。

(監事の員数)

第 20 条 当法人の監事の員数は、3 人以内とする。

(理事及び監事の選任及び解任の方法)

第 21 条 当法人の理事及び監事の選任及び解任は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、かつ出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特別の関係のあるものである理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

1. 当該理事の配偶者
2. 当該理事の三親等以内の親族
3. 当該理事と婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 当該理事の使用人

5. 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

6. 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの配偶者又は三親等以内の親族

(理事及び監事の任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任されたものの任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(名誉会長及び顧問)

第23条 当法人に名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第24条 名誉会長及び顧問は、理事会の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

(相談役)

第25条 当法人に、任意の機関として、5名以内の相談役を置くことができる。

2 相談役は次の職務を行う。

1. 理事長の相談に応じること。
2. 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
3. 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
4. 相談役の報酬は、無償とする。

(運営委員)

第26条 当法人に、任意の機関として、運営委員を置く。

2 運営委員は理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

3 運営委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 運営委員の報酬は、無償とする。

第5章 理事会

(招集)

第27条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定め

た順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(招集手続きの省略)

第 28 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 30 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 31 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 32 条 理事長は、毎事業年度に 3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事長(理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事)と監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余の不分配)

第 35 条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

(残余財産の帰属)

第 36 条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産はこれを東京都に帰属させる。

第 7 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 37 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところ

による。

付記

本規約は、2009年4月22日、発効した。

本規約は、2015年4月10日、改定され、即日発効した。

本規約は、2022年8月20日、改定され、即日発効した。

本規約は、2023年5月7日、改定され、即日発効した。